

申請の手引

令和3年度

京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助事業

本事業は、令和2年度までの「すまいの創エネ・省エネ応援事業」の後継事業として実施する、創エネ設備等への設置補助事業です。この度、補助金額を定額にするほか、申請様式や必要な添付書類等を大幅に変更していますので、申請に当たっては必ず、本手引をご確認ください。



京都市の環境マスコット
「エコちゃん」

問合せ・申請窓口：京（みやこ）安心すまいセンター

開館時間 9時45分～16時30分

(申請受付は9時45分～11時30分、13時～16時30分)

休館日 水曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

住所 〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階

電話 ☎ 075-744-1631 ※ 電話は9時30分～17時

京都市環境政策局地球温暖化対策室

令和3年4月 発行

目次

1	令和3年度の主な変更点と注意点	1
(1)	補助対象設備	1
(2)	各設備の補助金額及び要件	1
(3)	交付申請書の受付期間	1
(4)	契約時期	1
(5)	設置場所及び使用場所	2
(6)	実績報告書の提出期限	2
2	補助金交付までの流れ（一般的な例）	3
3	補助金額について	4
4	補助対象の詳細について	5
(1)	申請を行う方は、次の①～③の要件を満たす必要があります。（要綱第4条）	5
(2)	設置する設備は、次の①～⑤の要件を満たす必要があります。（要綱第5条）	6
(3)	設備を設置する建物は、次の①～③の要件を満たす必要があります。（要綱第6条）	7
	（参考）蓄電システムS I I登録済製品の確認方法	8
	（参考）太陽熱利用システムのB L認定製品の確認方法	9
5	景観手続（※ 必ず交付申請・工事着手前にご確認ください。）	10
	（参考）景観規制等の確認方法	10
6	問合せ・申請窓口	12
7	提出書類チェックリスト	13
(1)	交付申請	13
(2)	変更承認申請	13
(3)	実績報告	14
8	交付申請書の記入例と注意点	15
9	変更承認申請書の記入例と注意点	17
10	実績報告書の記入例と注意点	19
11	添付書類作成例	21
(1)	付近見取図	21
(2)	太陽電池モジュールの写真	21
	（参考）見積書作成例（任意様式）	22
12	よくあるご質問	23

1 令和3年度の主な変更点と注意点

(1) 補助対象設備

①太陽光発電システム、②蓄電システム及び③太陽熱利用システムです。

なお、蓄電システムについては、太陽光発電システムと同時設置・同時申請される方のみ対象です。

また、同種の設備が既に設置されており、増設となる場合は補助対象外です。

(2) 各設備の補助金額及び要件

対象設備	令和3年度補助金額 (全て定額)	(参考) 令和2年度助成金額 (比例又は定額)
	① 太陽光発電システム	20万円/件 (2.0kW以上)
② 蓄電システム (①と同時設置、同時申請の場合のみ)	10万円/件 (4.0kWh以上)	3万円/kWh (1.0kWh以上)
③ 太陽熱利用システム	10万円/件 (強制循環型のみ)	5～30万円/件 (自然循環・強制循環型)

※ 上表以外の設備との同時設置や、他の補助事業の併用などによる上乗せはありません。

※ HEMSへの補助は終了しました。

(3) 交付申請書の受付期間

令和3年4月12日(月)から受付終了日の令和4年3月1日(火)まで

(予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。)

※ 必ず、補助対象設備を設置する日(太陽光発電システムは電力受給契約内容のお知らせの「受給開始日」、蓄電システム及び太陽熱利用システムはメーカー発行の保証書の「保証開始日」)の前日までに提出してください。(事前申請制)

(4) 契約時期

見積書等で、請負・売買契約を締結する予定であることが示せる場合は、契約締結前であっても交付申請が可能です。

※ 実績報告時に契約書等の提出が必要となります。

(5) 設置場所及び使用場所

京都市内の建物で、申請者が実績報告書を提出する時点で所有し、又は居住している住宅若しくは集会所です。住宅については、延べ面積の二分の一以上が居住の用に供されていることが条件です。

(6) 実績報告書の提出期限

次のア又はイの、いずれか早い期日までです。

ア 「電力受給契約内容のお知らせ」の発行日又は「メーカー発行の保証書」の保証開始日の翌日から60日

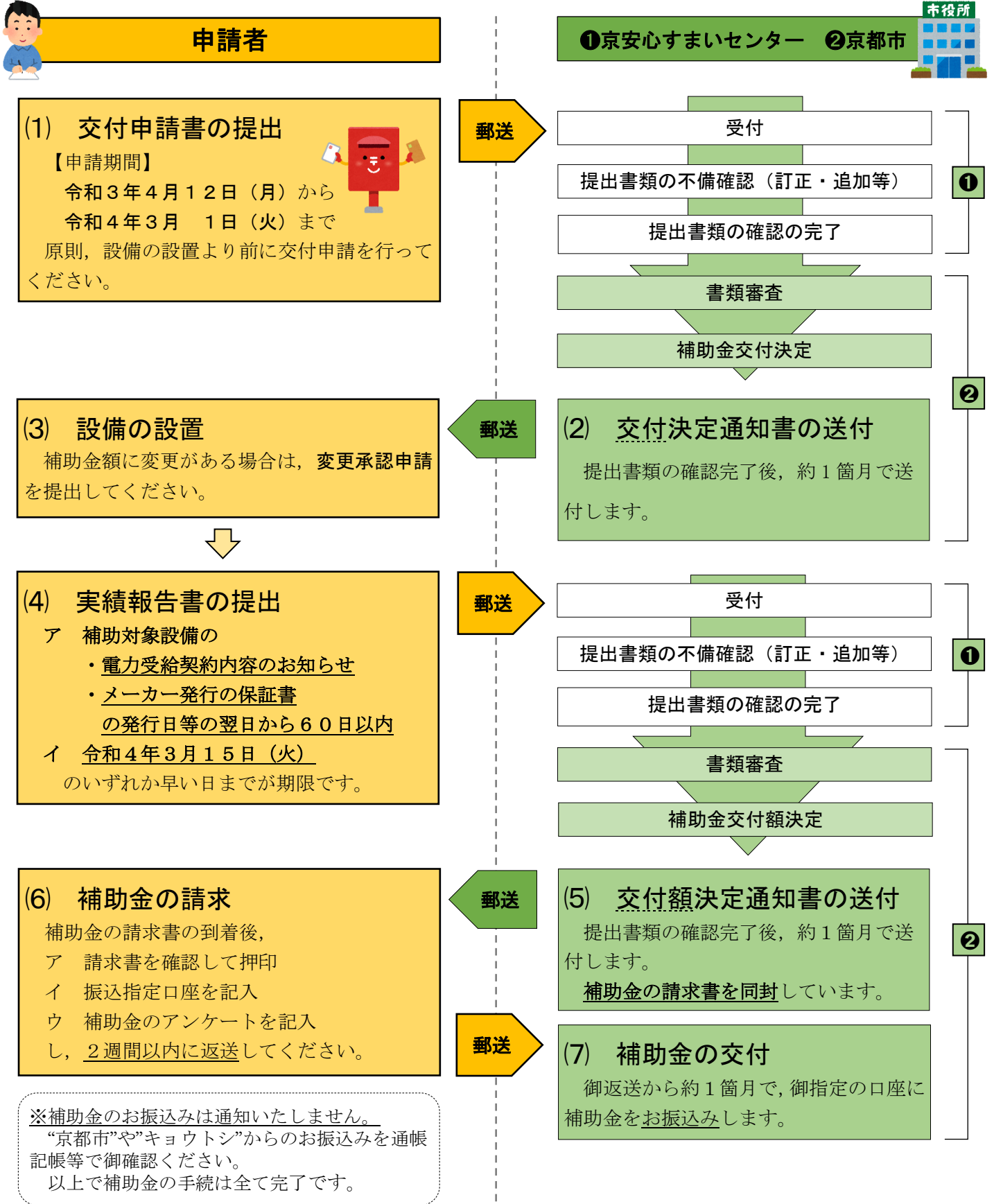
イ 令和4年3月15日（火）

※ 実績報告書の提出時、設備ごとに、以下の書類の添付が必要です。提出期限を過ぎた場合は、補助金をお支払いできません。

- ・ 太陽光発電システムを設置する方：「電力受給契約内容のお知らせ」
- ・ 蓄電システム又は太陽熱利用システムを設置する方：「メーカー発行の保証書」

なお、実績報告書の添付書類として、メーカー発行以外の保証書や引渡証明書、工事完了証明書を使用することはできません。

2 補助金交付までの流れ（一般的な例）



3 補助金額について

令和3年度は、①太陽光発電システム、②蓄電システム、③太陽熱利用システムの3種類の設備について補助金の交付を行います。

補助金額は設備容量等によらず定額補助となります。①太陽光発電システムと②蓄電システムは設備の最低容量の基準を設けています。

補助金額は下表のとおりです。補助対象設備ごとに要件がありますので、P5以降をご確認ください。

補助金額

	補助対象設備	補助金額
①	太陽光発電システム	20万円/件 (2.0kW以上)
②	蓄電システム (①と同時設置, 同時申請の場合のみ)	10万円/件 (4.0kWh以上)
③	太陽熱利用システム	10万円/件 (強制循環型のみ)

(補助金の利用例)

A ①太陽光発電システム 4.0kW
 ②蓄電システム 7.2kWh を同時に設置する場合
 → 20万円 + 10万円 = 30万円

B ②蓄電システム 5.4kWh のみを設置する場合
 → 0万円 (補助対象外)

C ③太陽熱利用システム のみを設置する場合
 → 10万円

D ①太陽光発電システム 1.2kW
 ②蓄電システム 4.2kWh を同時に設置する場合
 → 0万円 (補助対象外)

(同時設置ですが、①太陽光発電システムが補助対象外であることから、②蓄電システム共に、補助対象外です。)

4 補助対象の詳細について

補助対象かどうかは、主に次の3つの要件によって決まります。(1)~(3)それぞれの要件について該当しているか、ご確認ください。

- | | | |
|---|--------------------------|---------|
| { | (1) 申請を行う方が、対象となるかどうか | (要綱第4条) |
| | (2) 設置する設備が、対象となるかどうか | (要綱第5条) |
| | (3) 設備を設置する建物が、対象となるかどうか | (要綱第6条) |



(1) 申請を行う方は、次の①~③の要件を満たす必要があります。(要綱第4条)

- ① 次のア又はイのいずれか早い日までに、補助対象設備を設置し、実績報告書を提出することができる方
ア 「補助対象設備による発電に関する電力受給契約内容のお知らせ又は補助対象設備のメーカー発行の保証書」の発行日又は保証開始日の翌日から60日以内
イ 令和4年3月15日(火)
- ② 次のア~ウのいずれかに該当する方
ア 設備を設置する住宅に、住んでいる方
(又は、実績報告書の提出までに住む予定の方)
イ 設備を設置する住宅を、所有している方
(又は、実績報告書の提出までに所有予定の方)
ウ 地域の集会所に設備を設置する自治会等(又は、その代表者)
- ③ 市税等(公租公課)を滞納していない方

(補足)

- ・ 共同住宅の場合は、管理組合としても申請可能です。
- ・ 原則、設備の設置前に交付申請を行う必要がありますが、いわゆる建売住宅で、既に設備を設置済みの建物の購入を検討されている場合も、「補助対象設備による発電に関する電力受給開始日」又は「補助対象設備の保証開始日」のいずれか遅い日から一年未満であれば申請対象となります。
- ・ 二世帯住宅等、居住者や所有者が複数いる場合は、うち1名のみが申請可能です。
- ・ 補助金は、申請者以外の名義の口座にはお振込みできません。

申請者 = 契約者 = 領収書及び保証書の宛名 = 振込口座名義人

(2) 設置する設備は、次の①～⑤の要件を満たす必要があります。(要綱第5条)

また、設置する設備ごとに、下表の要件を満たす必要があります。

- ① 設備が生み出すエネルギー（電力や熱）を、自家利用するもの
- ② 申請時点で未使用品であるもの
- ③ 増設でないもの（設置場所において、同種の設備が設置されておらず、補助対象設備を設置するもの）
- ④ 設置のための経費を負担しており、その経費に補助金を充当するもの
（「リース品」や、初期費用ゼロで太陽光発電システムを導入するビジネスモデルである「0円ソーラー」は対象外です。）
- ⑤ その他、法令・条例に適合しているもの

補助対象設備と設備要件の解説

補助対象設備	主要な設備要件の解説
太陽光発電システム	<p>(1) 設置場所に常時固定されていること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 金具等で建物屋根に固定されており、容易に取外しできないものに限ります。・ 太陽光パネルが折畳み式のものや、持運び可能なものは、対象外です。 <p>(2) 発電した電気の一部又は全部を、設置場所で使用すること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発電した電気は、自家利用してください。・ 全量を売電する場合や、申請者が管理していない建物に全量を送電してしまう場合は、対象外です。 <p>(3) 電力受給契約の受給最大電力*が2.0kW以上のシステム</p>

※ 受給最大電力とは、太陽電池モジュールの公称最大出力と、パワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい方の値をいいます。



モジュール 4.55 kW > パワコン 3.80 kW

→ 3.8 kW (少数点以下2位切捨て)

補助対象設備	主要な設備要件の解説
蓄電システム	<p>(1) 補助対象となる太陽光発電システムと同時に申請され、同時に設置されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蓄電システムへの単独補助は実施しておりません。 ・ 蓄電システムが補助対象であっても、太陽光発電システムが補助対象でない場合、共に補助対象外になります。 <p>(2) 「パッケージ型番がS I Iに登録されている」もの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パッケージ型番から、WEB上で簡単に検索いただけます。(検索方法は8ページに記載) <p>(3) 蓄電容量が4.0kWh以上であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カタログやS I Iの検索結果から判断してください。 ・ メーカーにより表記が異なる場合があります。複数記載がある場合、「蓄電容量」と書かれた数値を優先してください。
太陽熱利用システム	<p>(1) 強制循環型（空気集熱型含む）のシステムとして、ベターリビング認定を受け、登録されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品型番から、WEB上で簡単に検索いただけます。(検索方法は9ページに記載) ・ 補助対象は「強制循環型」で登録されている製品のみです。

(3) 設備を設置する建物は、次の①～③の要件を満たす必要があります。(要綱第6条)

- ① 京都市内の建物であること
- ② 住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）又は地域の集会所であること
- ③ 自らが所有していない場合は、設備の設置について所有者の同意を得ていること

(補足)

- ・ 住宅は、“延べ面積の1／2以上が居住部分であること”が条件となります。
- ・ 「建物の一部で店舗を経営しており、残りの部分に居住している場合」など、建物が複数の用途で構成されている場合は、延べ面積に対する居住部分の床面積の割合で判断してください。

(参考) 蓄電システムS I I 登録済製品の確認方法



現在S I Iに登録されている蓄電システムのパッケージ型番は、「一般財団法人 環境共創イニシアチブ」のホームページから確認することができます。

パッケージ型番が不明な場合は、事前に契約業者や施工店、メーカーから聞き取りを行ってください。

<確認方法>

- ① <https://sii.or.jp/zeh/battery/search/maker#search> にアクセス 又は、「蓄電システム登録済製品一覧」などで検索
- ② 「メーカー一覧から検索する」をクリックし、設置予定の蓄電システムのメーカー名を選択
- ③ 「S I I 登録型番 (パッケージ型番)」に設置予定のパッケージ型番を入力し、「検索する」ボタンをクリック

- 平成29年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業 蓄電システム登録済製品一覧
- 平成30年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 蓄電システム登録済製品一覧
- 平成31年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業 蓄電システム登録済製品一覧

⋮

過去に登録されていた製品については、同ページ内のExcel ファイルからご確認ください。

登録日	メーカー名	製品名	パッケージ型番	定格出力 (kW)	※1 電力変換装置タイプ	※2 初期実効容量 (kWh)	※3 蓄電容量 (kWh)	ECHONET Lite Release バージョン	※4 ECHONET Lite AIF認証	※5 保証年数	ホームページお問合せ窓口
▲▼	▲▼	▲▼	▲▼								

交付申請書には、こちらの「蓄電容量」記載してください。

(参考) 太陽熱利用システムのB L 認定製品の確認方法



太陽熱利用システムの製品型番がベターリビング認定を受けている製品であるかは、「一般財団法人 ベターリビング」のホームページから確認することができます。

<確認方法>

- ① <https://www.cbl.or.jp/bldb/index.html> にアクセス 又は
ベターリビングのトップから、
「B L 部品を探す」
をクリック



- ② 「2017 年度以降」
ボタンをクリック



- ③ 表示されるエクセルデータの「品目メニュー」シートの給湯器「太陽熱利用システム (強制循環型・空気集熱型)」ボタンをクリックし、該当製品を探してください。

... 集熱器:設置方式 集熱器:集熱性能 (kJ/(m²・day)) 集熱器:集熱面積 (m²) ...

交付申請書には、エクセルデータ中の「集熱器・集熱面積」を記載してください。

5 景観手続 (※ 必ず交付申請・工事着手前にご確認ください。)

景観手続の要否については、以下の方法でご確認のうえ、不明な場合は、京都市都市計画局都市景観部景観政策課 (222-3474) 又は風致保全課 (222-3475) にお問い合わせください。

(受付時間：午前8時45分～11時30分、午後1時～午後3時)



(参考) 景観規制等の確認方法

計画地の景観規制等については、「京都市景観情報共有システム」で確認することができます。

<京都市景観情報共有システムの利用の仕方>

- ① 「京都市景観情報共有システム (<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>)」にアクセス
- ② 利用規約を確認し、内容に同意したうえで「同意する」をクリック
- ③ 「本システムのご利用方法」を確認：操作説明書をご覧ください。
- ④ 町名等を入力し、検索したい場所を特定 (検索では、町名までの特定が可能です。)

京都市内の様々な景観情報を公開しています。ご覧になりたい住所等または地図から検索してください。

住所等から探す | 地図から探す | トップページへ戻る

フリーワード・住所等を入力してください

住所等を入力する 検索

住所で探す
駅名で探す
名所で探す

本システムのご利用方法

市内に存在する貴重な「景観」を共有するため、あなたが守って行きたいと思う景観や眺めなどをご投稿ください。

投稿フォーム

お知らせ (本システムの利用に関すること)

2019年9月25日
建築協定のデータを更新しました。

2019年8月8日
地区計画区域のデータを更新しました。

2019年6月27日
建築協定のデータを更新しました。

2019年4月5日
地区計画区域のデータを更新しました。

京都市都市計画局 都市景観部 景観政策課
電話：(075)222-3397

Copyright (C) CITY OF KYOTO All Rights Reserved.

- ⑤ 「地図選択 景観」をクリックし、「規制情報 景観保全」を選択して、

用途地域で色分けされた地図に切り替え、申請地をクリックしてピン📍を立てます。

地図選択 都市計画 | 景観 | 指定道路 | 認定路線 | 文化財 | 地形図 | 画面選択 | 規制情報 | 景観保全

クリック検索 (空間検索)
クリック検索 | 範囲検索
地図をクリックして検索してください

印刷画面へ | 検索結果クリア

規制情報・各種リンク

項目	属性値
区域区分	市街北区域
用途地域	商業地域
建ぺい率	80% (用途地域による)
容積率	700%
景観保全	旧市街地型美観地区
景観規制	近隣デザイン保全区域(47) 遠隔デザイン保全区域(11),(4)
その他	都心部対象景観地区
歴史的資産周辺の景観情報	京都府法
高さ	42.340m
X座標	109624.09020997268
Y座標	-21162.85197718706

規制情報等表示一覧はこちら

- ⑥ 規制情報を確認して、印刷画面に移ります。

(次ページへ)

⑦ 下の地図は、交付申請に必要な「付近見取図」としてそのままご利用いただけます。

<印刷方法>
 ファイル→ページ設定→用紙サイズは「A4」で「横」にチェックを入れる→「背景の色とイメージを印刷する」にチェックを入れる→OK→印刷

下記の表の規制内容は、図中指定部分の都市計画決定等の内容を示しています

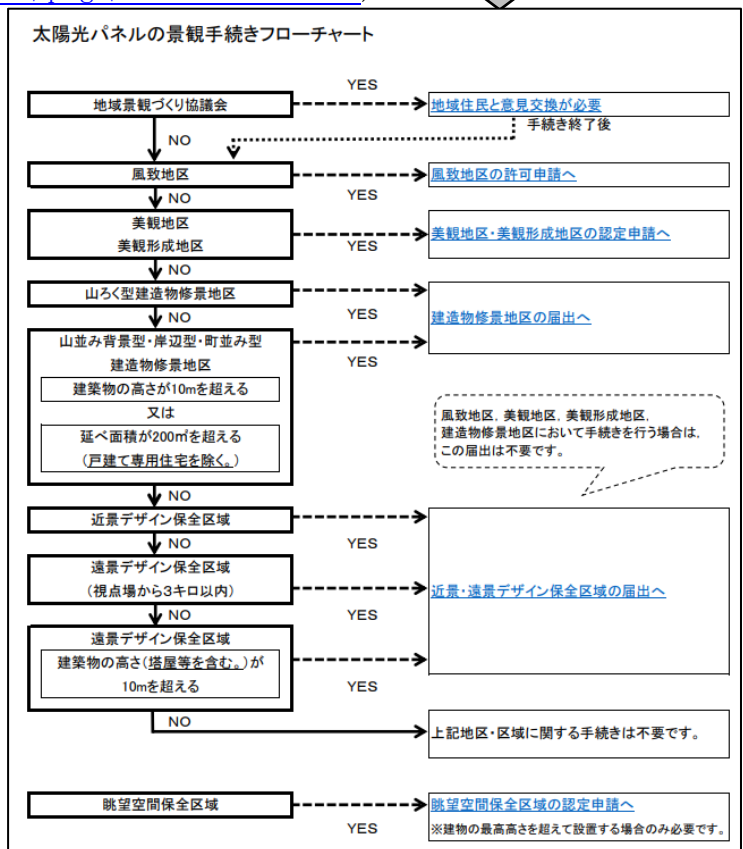
区域区分	市街化区域	景観保全	旧市街地型美観地区
用途地区	商業地域	眺望景観	近景デザイン保全区域(47),(47),(47) 遠景デザイン保全区域(11),(49)
建ぺい率	80% (用途地域による)	その他	都心部駐車場整備地区
容積率	700%		
敷地面積の最低限度			
高度地区	31m 第一種高度地区		

市計画情報は、令和元年12月6日現在のものです。
 この図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
 市計画情報は、地図の精度上の誤差を含んでいます。権利や義務の発生する行為や不動産取引など各種証明、都市計画の正確な情報が必要な場合には、必ず都市計画課の窓口でご確認ください。

三栄大機99

⑧ 都市景観部のホームページ
 「太陽光パネルの景観に関する運用基準・手続のご案内」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281390.html>

のフローチャートと照らし合わせて、景観手続の要否を確認してください。



6 問合せ・申請窓口

窓口	京（みやこ）安心すまいセンター
開館時間	9時45分～16時30分 (申請受付は9時45分～11時30分, 13時～16時30分)
休館日	水曜日, 祝日, 年末年始(12月29日～1月3日)
住所	〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
電話	075-744-1631 ※ 電話は9時30分～17時



注) 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

<問合せ方法>

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、相談は原則、**電話**でお受けいたします。
※ 原則、**窓口への持参やFAX、メールでの相談や確認は行っておりませんので御注意ください。**



<申請時の注意事項>



- (1) 申請書等の入手方法
「令和3年度京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金」のホームページからダウンロードしてください。
- (2) 申請書等の受付
申請書等は原則郵送（書留等）により提出してください。
なお、**申請書等が揃っていない場合は、受付ができませんので御注意ください。**
- (3) 申請書等の確認と訂正
申請受付後、書類の確認を行います。後日担当者より連絡させていただきますので、必要に応じて訂正を行い、**差替え書類を送付してください。**
なお、一度提出された書類は返却できませんので、必ず**提出前に、申請書等のコピーを取り、手元に残してください。**
- (4) 受付後の連絡
委任状がある場合は、原則、代理人に連絡を行いますが、一週間以上連絡が取れない場合は、業務の円滑な運営を図るため、**申請者本人に連絡し、手続を進めさせていただきます。**代理人の方は、必ず、連絡のつく電話番号と営業日を申請書に記載してください。



※ 官公庁へ提出する書類を業として代行し作成する場合、適切な資格が必要となります。

7 提出書類チェックリスト



このチェックリストの順番に添付書類を揃えて、提出してください。
詳しい書き方は、P15以降をチェック！

注意 全ての提出書類のサイズは、A4（又はA3を折り込む）に揃えてください。

(1) 交付申請

提出書類と確認事項		記入例	
ア	<input type="checkbox"/> 交付申請書（第1号様式（第7条関係））	P15～16	
イ	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの書類	—	
	<input type="checkbox"/> 「契約書」又は「注文書及び注文請書」等のコピー	以下が確認できる、請負契約又は売買契約を締結していることを示すもの <input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 各対象設備の名称 <input type="checkbox"/> 契約者の氏名（申請者の住民票の写しと一致）	—
	<input type="checkbox"/> 「見積書」等のコピー	以下が確認できる、請負契約又は売買契約を締結予定であることを示すもの <input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 各対象設備の名称 <input type="checkbox"/> 宛名（申請者氏名と一致）	P22
ウ	<input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し（コピー可）	<input type="checkbox"/> 発行後3箇月以内のもの ※マイナンバーが記載されているものは受取不可	—
エ	<input type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所の付近見取図	※所在地が容易に特定できるようにしてください。	P21

(2) 変更承認申請

提出書類と確認事項		記入例	
ア	<input type="checkbox"/> 変更承認申請書（第5号様式（第12条関係））	P17～18	
イ	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの書類	—	
	<input type="checkbox"/> 「契約書」又は「注文書及び注文請書」等のコピー	以下が確認できる、変更後の請負契約又は売買契約を締結していることを示すもの <input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 各対象設備の名称 <input type="checkbox"/> 契約者の氏名（申請者の住民票の写しと一致）	—
	<input type="checkbox"/> 「見積書」等のコピー	以下が確認できる、変更後の請負契約又は売買契約を締結予定であることを示すもの <input type="checkbox"/> 設置場所 <input type="checkbox"/> 各対象設備の名称 <input type="checkbox"/> 宛名（申請者氏名と一致）	P22
ウ	<input type="checkbox"/> その他、交付申請時からの変更内容を証明する書類（提出書類で変更内容が確認できない場合のみ、追加で提出）	—	

(3) 実績報告

補助対象設備	提出書類と確認事項		記入例
共通	ア	<input type="checkbox"/> 実績報告書（第11号様式（第15条関係））	P19～20
	イ	<input type="checkbox"/> 領収書等のコピー 以下が確認できるもの <input type="checkbox"/> 宛名（申請者氏名と一致） <input type="checkbox"/> 契約先に補助対象経費を支払ったこと	—
	ウ	<input type="checkbox"/> 契約書のコピー ※交付申請時に提出した場合は省略可能	—
	エ	<input type="checkbox"/> <u>交付申請時に「申請者住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっていた方のみ、次のいずれかの書類</u>	—
		<input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し（コピー可）	以下が確認できるもの <input type="checkbox"/> 発行後3箇月以内のもの ※マイナンバーが記載されているものは受取不可
<input type="checkbox"/> 設置場所の建物の登記事項証明書（コピー可）		以下が確認できるもの <input type="checkbox"/> 発行後3箇月以内のもの <input type="checkbox"/> <u>権利部の所有者に申請者氏名が記載されている</u>	—
太陽光発電システム	オ	<input type="checkbox"/> 補助対象設備による発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー 以下が確認できるもの <input type="checkbox"/> ご契約名義（申請者氏名と一致） <input type="checkbox"/> 発電設備設置場所（設置場所の住所と一致） <input type="checkbox"/> 受給最大電力（2.0kW以上）	—
	カ	<input type="checkbox"/> 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後の写真（カラー）	P21
蓄電システム	キ	<input type="checkbox"/> メーカー発行の保証書のコピー※1 以下が確認できるもの <input type="checkbox"/> 宛名（申請者氏名と一致） <input type="checkbox"/> 保証開始日 <input type="checkbox"/> 補助対象設備名	—
	ク	<input type="checkbox"/> 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後の写真（カラー）※1	—
太陽熱利用システム	ケ	<input type="checkbox"/> メーカー発行の保証書のコピー※2 以下が確認できるもの <input type="checkbox"/> 宛名（申請者氏名と一致） <input type="checkbox"/> 保証開始日 <input type="checkbox"/> 補助対象設備名	—
	コ	<input type="checkbox"/> 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後の写真（カラー）※2	—

※1 実績報告書に記載したパッケージ型番が保証書に記載されている又は銘板の写真で確認できること

※2 実績報告書に記載したBL認定の型式が保証書に記載されている又は銘板の写真で確認できること

8 交付申請書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電システム及び蓄電システムの交付申請の一例です。作成の際は、申請内容に応じて必要箇所に記入してください。

第1号様式（第7条関係）

交付申請書

・提出日又は投函日

(宛先) 京都市長	申請日	令和3年 4月 26日
申請者の現住所 (〒603-0000)	フリガナ	キョウト タロウ
京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地1	氏名	京都 太郎
	TEL:	(090) 0000 - 0000
		※日中連絡がつく番号としてください。

・住民票の住所と一致させる

・押印不要

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条第1項及び京都市住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第7条第1項の規定により補助金の交付を申請します。			
補助対象設備の設置場所所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の現住所と同一の場所 <input type="checkbox"/> 申請者の現住所以外の場所 (〒 -) 京都府京都市		
交付申請する補助対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム	補助金額	200,000 円
	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム (太陽光発電システムと同時設置に限る)	補助金額	100,000 円
	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	補助金額	100,000 円
設置予定日	令和3年 8月 10日	今回補助申請額 (合計)	金 300,000 円
設置予定の補助対象設備の内容 数値は小数点以下1位まで記入 (2位切捨て)	太陽光発電システム 受給最大電力 (予定)		4.0 kW (2.0 kW以上)
	蓄電システム	メーカー名	京都市ソーラー株式会社
		蓄電容量	6.5 kWh (4.0 kWh以上)
		パッケージ型番	ECO6500E
太陽熱利用システム	メーカー名	・SII登録されているパッケージ型番を記入 ・確認方法はP8をチェック	
	BL認定の型式 (強制循環型)	・BL認定を受け登録されている型式を記入 ・確認方法はP9をチェック	
集熱面積			
景観手続	<input type="checkbox"/> 規制区域内であり必要 <input checked="" type="checkbox"/> 規制外		

・確認方法はP10~11をチェック

<委任状>		(受付番号)	(完了番号)	この欄は記入しないでください
私は、要綱第18条に規定する交付申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。		受付日	完了日	
会社名	: 株式会社ソラエコエナジー 住宅部 営業課	・担当者の部署名まで		
氏名	: エコ山 ソラ子	・担当者名		
所在地	: (〒603-0000) 京都府京都市ソラ区ソラ町3丁目2番地	・携帯電話など代理人と日中連絡のつく番号をご記入ください。		
TEL	: (090) 0000 - 0000			
営業日	: 月~金 9時~17時			

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

【誓約事項】私（申請者）は、交付申請を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。
<input checked="" type="checkbox"/> 市税等（公租公課）を滞納していません。
<input checked="" type="checkbox"/> 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置されます。
<input checked="" type="checkbox"/> 申請する設備の設置場所及び使用場所は、住宅（面積の1/2以上が居住の用に供されている）又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。
<input checked="" type="checkbox"/> この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【交付申請の添付書類】チェックをして確認して下さい。	・詳しくは、P22 をチェック
<input checked="" type="checkbox"/> 次のいずれかの書類	
<input checked="" type="checkbox"/> 契約書等で、請負契約又は売買契約が締結されていることを示す書類のコピー	
<input type="checkbox"/> 見積書等で、請負契約又は売買契約の締結予定であることを示す書類のコピー	・マイナンバーが記載されているものは受取不可
<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3箇月以内のもの）	
<input checked="" type="checkbox"/> 補助対象設備の設置場所の付近見取図（所在地が容易に特定できるようにしてください。）	・作成方法はP21 をチェック

実績報告には、以下の書類が必要です。早めの御準備を、また受取忘れの無いようお願いします。
1 領収書のコピー（設備の設置に掛かった経費をお示しいただく必要があります。）
2 契約書のコピー（交付申請時点で契約を締結しておらず、 見積書等で申請を行った方のみ。 ）
3 「交付申請時の申請者の現住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっている方のみ、次のア又はイの書類を追加で御提出いただき、申請条件に適合することをお示しください。
ア 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。
イ 設置場所の建物の登記事項証明書（コピー可、発行後3箇月以内のもの）
⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。

交付申請を行う設備ごとに、次の4～6の書類
4 太陽光発電システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
イ 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
5 蓄電システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 保証書のコピー（メーカー発行）
イ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後写真
※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること
6 太陽熱利用システムを申請される方は次のア及びイの両方
ア 保証書のコピー（メーカー発行）
イ 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真
※BL認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

交付決定通知書 を別住所に送付 する場合の住所	(〒 -)
-------------------------------	----------------------

※ 新築・改修等で現在仮住まいをしており、申請者の現住所と郵送希望先が異なる場合に限りです。申請者御本人以外へ郵送することはできません。

9 変更承認申請書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電システム及び蓄電システムの変更承認申請の一例です。作成の際は、変更内容に応じて必要箇所に記入してください。

第5号様式（第12条関係）

・補助金の額の変更を伴う場合のみ作成

変更承認申請書

・提出日又は投函日

(宛先) 京都市長	提出日	令和3年 6月 20日
申請者の現住所 (〒603-0000) 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地1	フリガナ	キョウト タロウ
	申請者の氏名	京都 太郎
	TEL: (090) 0000 - 0000	※日中連絡がつく番号としてください。

・押印は不要

京都市補助金等の交付等に關する条例第11条第1項第1号及び京都府住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第11条第1項第1号及び京都府住宅用太陽光発電・太陽熱利用設備等設置補助金交付要綱第11条第1項第1号に基づき、本申請書の提出を認めます。

・交付決定通知書の右上に記載された「番号」と「年月日」

交付決定番号：京都市指令〇〇第 100号 交付決定日： 令和3年 6月 10日

補助対象設備の設置場所所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の現住所と同一の場所 <input type="checkbox"/> 申請者の現住所以外の場所 (〒 -) 京都府京都市	・「申請者」や「設置場所」を変更する場合は、『廃止承認申請書』を作成し、再度『交付申請書』を提出
----------------	---	--

変更後の補助対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電システム (太陽光発電システムと同時設置に限る) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	補助金額 200,000 円 補助金額 100,000 円 補助金額 100,000 円
------------	--	--

設置予定日	令和3年 8月 30日	変更後補助額 (合計)	金 200,000 円
-------	-------------	-------------	-------------

設置予定の補助対象設備の内容 数値は小数点以下1位まで記入 (2位切捨て)	太陽光発電システム 受給最大電力 (予定)		4.0 kW (2.0 kW以上)
	蓄電システム	メーカー名	
		蓄電容量	kWh (4.0 kWh以上)
	太陽熱利用システム	メーカー名	
集熱面積			

・確認方法はP10~11をチェック

景観手続	<input type="checkbox"/> 規制区域内であり必要 <input checked="" type="checkbox"/> 規制区域内だが不要 <input type="checkbox"/> 規制区域外であり不要
------	---

交付申請時からの変更内容 (具体的に)	蓄電システム設置の取止め	・変更内容の詳細を記入
---------------------	--------------	-------------

<委任状>		(受付番号)	(完了番号)	この欄は記入しなくてかまいません。
私は、要綱第18条に規定する変更承認申請手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。		・担当者の部署名まで		
会社名	株式会社ソラエコエナジー 住宅部 営業課	受付日	完了日	
氏名	エコ山 ソラ子	・担当者名		
所在地	(〒603-0000) 京都府京都市ソラ区ソラ町3丁目2番地	・携帯電話など代理人と日中連絡のつく番号をご記入ください。		
TEL	(090) 0000 - 0000			
営業日	月～金 9時～17時			

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、1週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

<p>【誓約事項】私（申請者）は、変更承認申請を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 市税等（公租公課）を滞納していません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置されます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 申請する設備の設置場所及び使用場所は、住宅（面積の1／2以上が居住の用に供されている）又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> この誓約事項及び申請内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。</p>

<p>【変更承認申請の添付書類】 チェックをして確認して下さい。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 次のいずれかの書類</p> <p style="margin-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> 変更契約書等で、変更後の請負契約又は売買契約が締結されていることを示す書類のコピー</p> <p style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 変更見積書等で、変更後の請負契約又は売買契約の締結予定であることを示す書類のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> その他、交付申請時からの変更内容を証明する書類</p>

<p>実績報告には、以下の書類が必要です。早めの御準備を、また受取忘れの無いようお願いします。</p> <p>1 領収書のコピー（設備の設置に掛かった経費をお示しいただく必要があります。）</p> <p>2 契約書のコピー（交付申請時点で契約を締結しておらず、<u>見積書等で申請を行った方のみ</u>）</p> <p>3 <u>「変更承認申請時の申請者の現住所」と「設備の設置場所の所在地」が異なっている方のみ</u>、次のア又はイの書類を追加で御提出いただき、申請条件に適合することをお示しください。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 申請者の住民票の写し（コピー可、発行後3箇月以内のもの） ⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいただきます。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 設置場所の建物の登記事項証明書（コピー可、発行後3箇月以内のもの） ⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいただきます。</p> <p>交付申請を行う設備ごとに、次の4～6の書類</p> <p>4 太陽光発電システムを申請される方は次のア及びイの両方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真</p> <p>5 蓄電システムを申請される方は次のア及びイの両方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 保証書のコピー（メーカー発行）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後写真 ※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること</p> <p>6 太陽熱利用システムを申請される方は次のア及びイの両方</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 保証書のコピー（メーカー発行）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真 ※B11認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること</p>
--

<p>変更承認通知書 を別住所に送付 する場合の住所</p>	<p>(〒 -)</p>
--	---------------

※ 新築・改修等で現在仮住まいをされており、申請者の現住所と郵送希望先が異なる場合に限りです。申請者御本人以外へ郵送することはできません。

10 実績報告書の記入例と注意点

以下の記入例は、太陽光発電システム及び蓄電システムの実績報告の一例です。作成の際は、実績内容に応じて必要箇所に記入してください。

第11号様式（第15条関係）

実績報告書

(宛先) 京都市長	報告日 令和3年 9月 20日
申請者の現住所 (〒603-0000) 京都府京都市エコ区エコ町1丁目1番地1	フリガナ キョウト タロウ 申請者の氏名 京都 太郎 TEL: (090)0000-0000 ※日中連絡がつく番号としてください。

・提出日又は投函日

・押印は不要

京都市補 等設置補助金交付要綱第15条... 利用設備
 ・交付決定通知書の右上に記載された「番号」と「年月日」

交付決定番号: 京都市指令〇〇第 100号 交付決定日: 令和3年 6月 10日

補助対象設備の設置場所所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者の現住所と同一の場所 <input type="checkbox"/> 申請者の現住所以外の場所 (〒 -) 京都府京都市
----------------	---

実績報告する補助対象設備	<input checked="" type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input checked="" type="checkbox"/> 蓄電システム (太陽光発電システムと同時に設置する) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム	補助金額 200,000円 補助金額 100,000円
--------------	---	--------------------------------

・交付決定通知書に記載された「補助金交付予定額」

設置日 年 月 日 今回補助額 (合計) 金 ,000円

設置したの補助対象設備の内容 数値は小数点以下1位まで記入 (2位切捨て)	太陽光発電システム	受給最大電力	4.0 kW (2.0kW以上)
	蓄電システム	メーカー名	京都市ソーラー株式会社
		蓄電容量	7.4 kWh (4.0kWh以上)
	太陽熱利用システム (強制循環型)	メーカー名	
BL認定の型式			

・P20の参考をチェック

景観手続の結果	<input type="checkbox"/> 手続済	届出番号又は許認可番号	号
	<input checked="" type="checkbox"/> 手続不要	届出済日又は許認可日	年 月 日

補助対象設備の設置に掛かった経費 (税抜)	太陽光発電システム	900,000円
	蓄電システム	1,100,000円
	太陽熱利用システム	円

・「補助金額」ではありません
・「掛かった経費」を税抜で記載

<委任状>
 私は、要綱第18条に規定する実績報告手続の代行について、下記の者を代理人と定め、手続の権限を委任します。
 会社名 : 株式会社ソラエコエナジー 住宅部 営業課
 氏名 : エコ山 ソラ子
 所在地: (〒603-0000) 京都府京都市ソラ区ソラ町3丁目2番地
 TEL: (090)0000-0000
 営業日: 月~金 9時~17時

(受付番号)	(完了番号)
受付日	完了日

・担当者の部署名まで

・担当者名

・携帯電話など代理人と日中連絡のつく番号をご記入ください。

この欄は記入しないでください

※ 手続を委任された場合であっても、提出された書類の内容について、一週間以上代理人と連絡が取れない場合や、京都市からの確認に対し明確な回答が得られない場合、申請者本人に連絡及び確認を行います。

・軽微な変更点を記入
 ※ 変更承認申請の要否については「よくある質問」QA7 (P25) を参照

交付申請時から実績報告までの間に、補助金額の変更を伴わない範囲で申請以下にその内容を記載してください。

- 蓄電システムの「蓄電容量」及び「S I I の登録型番」の変更
- ・蓄電容量 (変更前) 6. 5 kWh ⇒ (変更後) 7. 4 kWh
 - ・S I I の登録型番 (変更前) ECO6500E ⇒ (変更後) ECO7400C

【誓約事項】私(申請者)は、実績報告を行うに当たり、以下の事項に相違ないことを誓約します。

- 市税等(公租公課)を滞納していません。
- 申請する設備は増設に当たりません。また、法令、条例等に適合して設置しました。
- 報告する設備の設置場所及び使用場所は、住宅(面積の1/2以上が居住の用に供されている)又は地域の集会所として利用される、京都市内の建物です。
- この誓約事項及び報告内容に虚偽があることが発覚した場合は、京都市補助金等の交付等に関する条例第22条に基づく交付の決定の取消し又は交付額の変更を受けることに異議を申し立てません。

【実績報告の添付書類】チェックをして確認して下さい。

- 領収書等のコピーで、以下が確認できる書類
 - 宛名(申請者氏名と一致) 補助対象経費を契約の相手方に支払ったこと
- 契約書のコピー (交付申請時に提出したので、省略する。)
- 「**交付申請時の申請者の住所**」と「**設備の設置場所の所在地**」が異なっていた方のみ、次のいずれかの書類
 - 申請者の住民票の写し(コピー可、発行後3箇月以内のもの)
 - ⇒ 改めて提出いただくことで、設備の設置場所にお住まいであることをお示しいたします。
 - 設置場所の建物の登記事項証明書(コピー可、発行後3箇月以内のもの)
 - ⇒ 申請者が、設備の設置場所の建物の所有権を有することをお示しいたします。

交付申請を行う設備ごとに、次の書類

- 太陽光発電システムを申請された方は次の両方
 - 発電に関する電力受給契約内容のお知らせのコピー
 - 「全ての太陽電池モジュール」「パワーコンディショナ」の設置後写真
- 蓄電システムを申請された方は次の両方
 - 保証書のコピー(メーカー発行)
 - 「蓄電池本体」「パワーコンディショナ」「DC/DCコンバータ」の設置後写真
 - ※パッケージ型番が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること
- 太陽熱利用システムを申請された方は次の両方
 - 保証書のコピー(メーカー発行)
 - 「集熱器」「蓄熱槽」の設置後写真
 - ※BL認定の型式が保証書に明記されていない場合は、銘板の写真も提出すること

(参考)「景観手続の結果」欄の「届出番号又は許認可番号」について

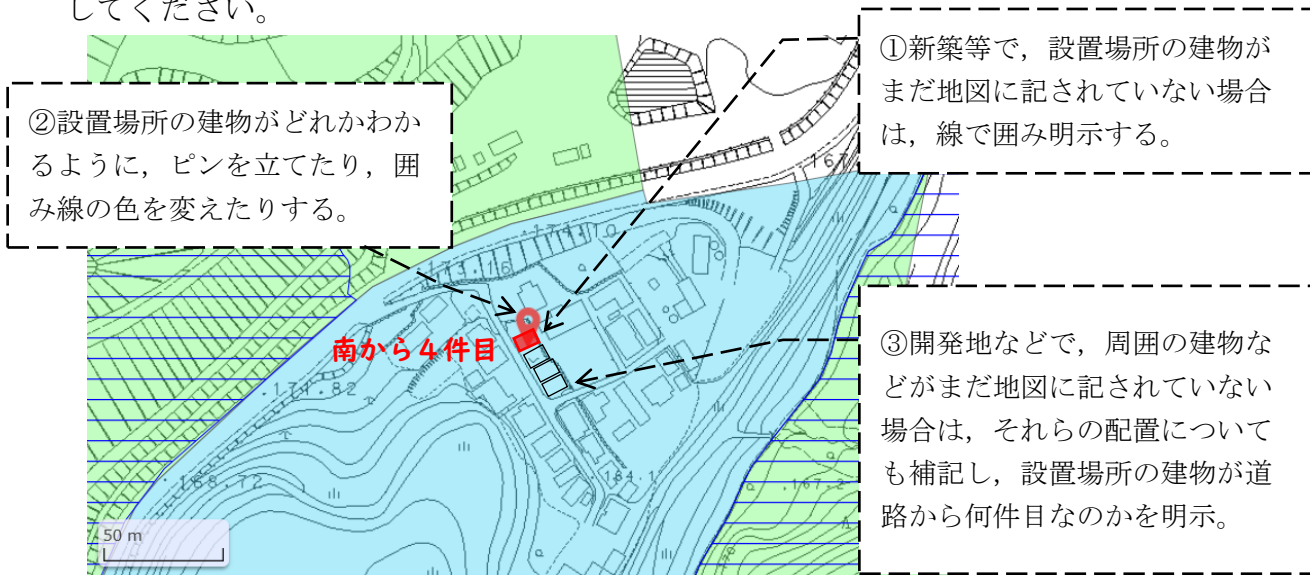
景観手続に関する書類に記載されるもので、次の内容を、番号を含めすべて記入してください。

- ・京都市指令都景風第 ~ 号
- ・京都市指令都景景第 ~ 号
- ・修 ~ 号
- ・眺 ~ 号

11 添付書類作成例

(1) 付近見取図

原則、P10～11に記載の「京都市景観情報共有システム」をそのまま印刷して使用し、地図上で設置場所の建物が特定できない場合は、以下の記入例のように手書き等で補記してください。

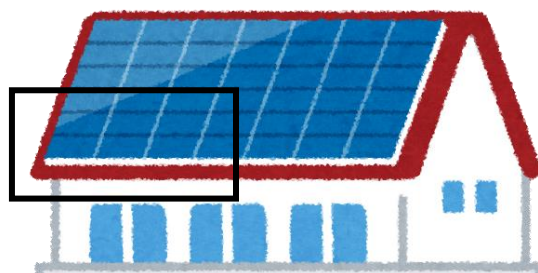
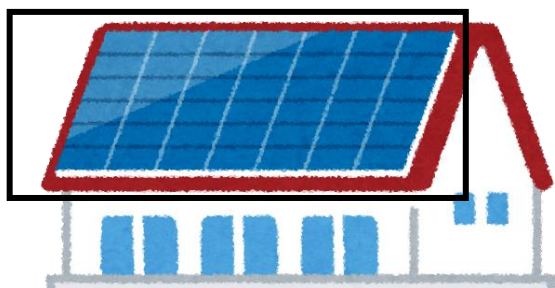


(2) 太陽電池モジュールの写真



※ 「全ての太陽電池モジュールが写っていない」「暗くて枚数が確認できない」などの写真は不可です。

- 許容されるもの（全ての太陽電池モジュールが確認できる）
- × 不可（全ての太陽電池モジュールが確認できない。）



(参考) 見積書作成例 (任意様式)

見積書や契約書に「各補助対象設備」の項目がない場合は、内訳明細書を添付してください。

令和〇年〇月〇日

御見積書

〇〇 〇〇 様

〇〇邸 新築工事
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇

株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇
TEL : 075-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX : 075-〇〇〇-〇〇〇〇

お見積り金額

¥15,510,000- (内消費税¥1,410,000)

内訳明細書

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額
【〇〇邸 新築工事】					
1 躯体工事	各補助対象設備の項目 についての記載がない ため、追加で内訳明細 書を添付	1	式		2,100,000
2 外部工事		1	式		2,200,000
3 内部工事		1	式		2,300,000
4 設備工事		1	式		2,400,000
5 付帯工事		1	式		2,500,000
6 設計関連		1	式		2,600,000
【小計】					14,100,000
【消費税】					1,410,000
【合計】					<u>¥15,510,000</u>

～以下省略～

内訳明細書

名称	仕様・規格	数量	単位	単価	金額
5 付帯工事					
(1) 太陽光発電システム		1	式		900,000
(2) 蓄電システム		1	式		1,100,000
(3) 太陽熱利用システム		1	式		500,000
【小計】					<u>¥2,500,000</u>

12 よくあるご質問

過去にお問い合わせが多かった内容について、補助金交付までの流れに沿って記載しています。

(1) 補助対象設備の契約

Q 1 : 令和 2 年 1 2 月に対象設備の契約を締結し、令和 3 年 1 0 月に設置予定ですが、申請は可能ですか。

Q 2 : 新築等の契約をした後に、補助対象設備の追加・変更契約をしました。

(2) 交付申請書の提出

Q 3 : 補助金はまだ残っていますか。

Q 4 : 事前申請制であるということを知りませんでした。

Q 5 : 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

Q 6 : 補助対象設備の要件

Q 6 -① : 10 年間の売電収入と引換えに、無償で太陽光パネルを設置する方式は補助対象ですか。

Q 6 -② : 蓄電システムの要件はありますか。

Q 6 -③ : 既設の太陽光発電設備に蓄電池を新設する場合は、補助対象ですか。

Q 6 -④ : 太陽熱利用システムの要件はありますか。

Q 6 -⑤ : 既設の設備を増設する場合は、補助対象ですか。

Q 7 : 京都市外に住んでいるのですが、京都市内に所有する一戸建ての住宅に太陽光発電システムを設置する場合、補助金の申請は可能ですか。

(3) 交付決定通知書の受取

Q 8 : 交付決定通知書の送付先は。

(4) 変更承認申請の提出

Q 9 : 変更承認申請が必要な場合はどういった場合ですか。

(5) 設備の設置

Q 10 : 交付決定通知書が届く前に設備を設置してもよいですか。

(6) 実績報告書の提出

Q 11 : 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

Q 12 : クレジット払い（ローン）又は振込のため領収書が発行されません。

Q 13 : 系統連系が開始されないと、実績報告書は提出できないのですか。

(1) 補助対象設備の契約

Q 1 令和2年12月に対象設備の契約を締結し、令和3年10月に設置予定です。申請は可能ですか。

A 1 交付申請書に添付する契約書の写しの契約締結日がいつであるかは問いません。交付申請は、補助対象設備を設置する日の前日までに行ってください。

また、見積書等で、請負・売買契約を締結する予定であることが示せる場合は、契約締結前であっても交付申請が可能です。その場合は、実績報告時に契約書等を提出してください。

Q 2 新築等の契約をした後に、補助対象設備の追加・変更契約をしました。

A 2 原契約書(写)と変更(・追加)契約書(写)のうち、対象設備について契約が確認できる方を提出してください。

(2) 交付申請書の提出

Q 3 補助金はまだ残っていますか。

A 3 京都市HPで、補助金予算残額を公表していますので、ご確認ください。(隔週程度更新)

Q 4 事前申請ということを知りませんでした。

A 4 補助対象設備を設置する日(太陽光発電システムは電力受給契約内容のお知らせの「受給開始日」、蓄電システム及び太陽熱利用システムはメーカー発行の保証書の「保証開始日」)の前日までに交付申請が必要であるため、設置後の申請はできません。

Q 5 先着順など、申請の受付順序に優劣はありますか。

A 5 申請窓口へ交付申請書が提出された順に受付を行い、予算額に達した時点で受付を終了しますので、交付申請は速やかに行ってください。ただし、「交付申請書の受取」には「提出書類の添付書類がすべて揃っている」ことが必要です。提出書類に不足がある場合は、適切な申請書を提出された方を優先し、補助金の交付を行うこととなります。

Q 6-① 10年間の売電収入と引換えに、無償で太陽光パネルを設置する方式は補助対象ですか。

A 6-① 初期費用ゼロで太陽光発電システムを導入するビジネスモデルである「0円ソーラー」は当補助事業の対象外です。

(参考)京都市太陽光発電プラットフォーム事業

URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kanky/page/0000276444.html>

Q 6-② 蓄電システムの要件はありますか。

A 6-② 「パッケージ型番」がS I Iに登録されているものが対象です。契約業者や施工店、メーカーに直接問い合わせ、設置予定の設備が登録されていることを確認してください。

なお、予めメーカーから「パッケージ型番」を聞き取っている場合は、ご自身でS I Iのホームページ(<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>)で検索し、登録の有無を確認することも可能です。確認方法は、P 8をご確認ください。

Q 6-③ 既設の太陽光発電設備に蓄電池を新設する場合は、補助対象ですか。

A 6-③ 蓄電池のみの申請の場合、補助対象にはなりません。

補助対象となる太陽光発電システムと同時に申請され、同時に設置される場合のみ補助対象となります。

Q 6-④ 太陽熱利用システムの要件はありますか。

A 6-④ 強制循環型（空気集熱型含む）のシステムとして、ベターリビング認定を受け、登録されているものが対象です。契約業者や施工店、メーカーに直接問い合わせ、設置予定の設備が登録されていることを確認してください。

なお、予めメーカーから「製品型番」を聞き取っている場合は、ご自身でベターリビングのホームページ（<https://www.cbl.or.jp/bldb/index.html>）で検索し、登録の有無を確認することも可能です。確認方法は、P 9をご確認ください。

Q 6-⑤ 既設の設備を増設する場合は、補助対象ですか。

A 6-⑤ 同種の設備が既に設置されており、**増設となる場合は補助対象外**です。

Q 7 京都市外に住んでいるのですが、京都市内に所有する一戸建ての住宅に太陽光発電システムを設置する場合、補助金の申請は可能ですか。

A 7 設備を設置する住宅に住んでいない方でも、**建物の所有が確認できる登記事項証明書の提出が可能であれば補助金の申請が可能**です。（実績報告書の提出までに所有予定の場合も可）

ただし、住宅については、**延べ面積の二分の一以上が居住の用に供されていることが条件**です。

なお、設置場所に住んでいない場合でも、交付申請時には本人確認のため、必ず現在の住民票の写し（コピー可）の提出が必要です。（発行後3箇月以内のもの）

(3) 交付決定通知書の受取

Q 8 交付決定通知書の送付先は。

A 8 交付申請書の確認完了から約1箇月後、申請者の現住所へ宛て、「**京都市 環境政策局 地球温暖化対策室**」から交付決定通知書を封筒に入れてお送りします。なお、「交付決定通知書の郵送先」を変更されたい場合は、交付申請書の「交付決定通知書の郵送先」欄に、希望する郵送先住所を記入してください。代理人や工事請負契約者等に宛てての送付はできません。

(4) 変更承認申請の提出

Q 9 変更承認申請が必要な場合はどのような場合ですか。

A 9 **補助金額が変わる場合にのみ、変更承認申請が必要です**。それ以外の変更は、実績報告書の「交付申請時からの変更点等」欄に変更内容を記載してください。下表以外の具体的な事例について不明な点があれば、窓口にご連絡ください。

	変更承認申請が必要	変更承認申請が不要 (実績報告書裏面への記載で可)
基準	補助金額に変更が生じる場合	補助金額に変更が生じない場合
主な例	<ul style="list-style-type: none">蓄電システムの設置を取りやめた。型番を変更したために、要件を満たさなくなり、補助対象から外れた。	<ul style="list-style-type: none">手続代行者を変更した。契約会社が会社名や代表者名を変更した。契約（見積）先や契約内容、契約金額の変更を行った。型番を変更したが、要件を満たしている。

(注) **申請者又は設置場所を変更する場合は、変更承認申請では対応できません。廃止承認申請書で当初申請を取り下げ、改めて新規の交付申請を行ってください。**

(5) 設備の設置

Q10 交付決定通知書が届く前に設備を設置してもよいですか。

A10 交付決定通知書を待たず設備の設置をしていただいても問題はありません。ただし、補助金の交付が確定していない状態で設置することとなります。審査の結果により、補助金が交付されない可能性があることを踏まえて、設置をしてください。

(6) 実績報告書の提出

Q11 実績報告書の提出が期限に間に合いません。

A11 補助金をお支払いできません。実績報告書の提出期限は、実績報告書に添付する「補助対象設備による発電に関する電力受給契約内容のお知らせ又は補助対象設備のメーカーが発行する保証書の発行日又は保証開始日の翌日から起算して60日を経過した日まで、又は令和4年3月15日(火)のいずれか早い期日までです。

そのほか、期限を超えた場合以外にも、申請内容に虚偽があることが判明した場合は、補助金をお支払いすることができません。

Q12 クレジット払い（ローン）又は振込のため領収書が発行されません。

A12 領収書が発行されないローンやクレジット、振込で支払った場合は、領収書の代わりとして、契約の相手方に補助対象経費を支払ったことを証明する書類（様式は任意、宛名（申請者氏名と一致）、補助対象設備の設置に掛かった経費の支払額、領収項目（補助対象設備）が明記されていること）の提出をお願いします。

Q13 系統連系が開始されないと、実績報告は提出できないのですか。

A13 太陽光発電システムについて、系統連系が開始されていることを証明する「補助対象設備による発電に関する電力受給契約内容のお知らせ」の提出が必要です。